

新潟市こころといのちの寄り添い支援事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、新潟市自殺予防情報センター運営事業実施要綱に基づき、自殺未遂者やその家族等に対して相談支援を行うとともに、地域における関係機関との支援体制を構築することにより、再企図を防止することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、新潟市とする。

(事業名称)

第3条 事業の名称は「新潟市こころといのちの寄り添い支援事業」とする。(以下「事業」という。)

(事業の実施場所)

第4条 事業の活動拠点は新潟市こころの健康センターとする。

(事業内容)

第5条 次に定める事業を実施する。

(1) 相談支援

自殺未遂者及び家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言、情報提供を行うものとする。

なお、電話及び来所又は訪問により、相談の対応を行うものとする。

(2) 関係機関との連絡調整

相談者の抱える問題解決に向けて、関係機関との連携を密接に行い、適切な支援につなげる。

(3) 個別支援会議

支援内容等の検討を行うため、必要に応じて個別支援会議を開催する。

(4) 相談実施時間

平日の午前9時から午後4時までとし、土日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日、3日並びに12月29日から31日までを休業とする。ただし、市長が必要と認めた時はその限りではない。

(事業の対象者)

第6条 新潟市内に居住する者で、自殺未遂者本人又は家族等の同意を得られた者で、次に掲げる者を対象とする。

(1) 新潟大学医歯学総合病院又は新潟市民病院の救命救急センター（以下「救命救急センター」という。）に自殺未遂で搬送された者で、救命救急センターの医師等が当該事業の支援を必要と認めた者。

(2) 救急指定病院等に自殺未遂で搬送された者で、救急指定病院等の医師等が当該事業の支援を必要と認めた者。

(3) 救急隊員等が、自殺未遂により臨場し、当該事業の支援を必要と認めた者。

(4) 警察官等が、自殺未遂に関する相談を受け、当該事業の支援を必要と認めた

者。

(5) 生活保護ケースワーカーが、自殺未遂をした被保護者のうち、当該事業の支援を必要と認めた者。

(6) その他市長が必要と認めた者。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。